

かるまい

議会だより



号外

平成23年8月31日

第3回軽米町議会臨時会が8月12日に開催され、議員発議の「福島原発事故による放射能汚染防止対策を求める意見書の提出について」が可決されました。意見書の全文を紹介します。

福島原発事故による放射能汚染防止対策を求める意見書

東日本大震災津波による福島原発事故から5か月が経過いたしました。

岩手県でも水田から収穫された稲わらから暫定基準値を超える放射能セシウムが検出され、肥育牛の出荷停止が指示され、肥育農家のみならず畜産農家全てが被害者であり、不安と動揺が広がり、経営危機状況下に直面しています。また、食品の安全に対する危機感が広がっており、徹底した放射線量の測定と安全対策を速やかに実施すべきです。

特にも今日、子どもたちへの放射能汚染を心配する声も大きくなってきており、安全対策を早期に実施すべきです。

本来、福島原発事故は東京電力と国に重大な責任があり、こうした立場から、その責任を明確にし、次の放射能汚染対策を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 放射性物質の飛散の程度が事前に情報提供されれば、農畜産物の放射能汚染が相当防げたはずです。国の責任の姿勢を明確にするよう強く求めます。
- 2 肥育牛の出荷停止や価格の暴落で農家経営は危機的状況下にあります。被害者は農家であり、農畜産物被害の早期の損害賠償を強く求めます。
- 3 子どもの安全を最優先に、全ての教育施設（学校、保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）の放射線量の測定をし、安全対策を講じることを求めます。
- 4 福島原発事故の深刻な事態を踏まえ、現在の日本の原発エネルギー依存から安全安心なクリーンエネルギー、再生可能エネルギーなどの方向に計画的に転換することを求めます。
- 5 23年度の収穫時期を迎える農産物（水稻、野菜、リンゴ、ホップ、葉タバコ、雑穀など）についても、放射性物質の検査を全面実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年8月12日

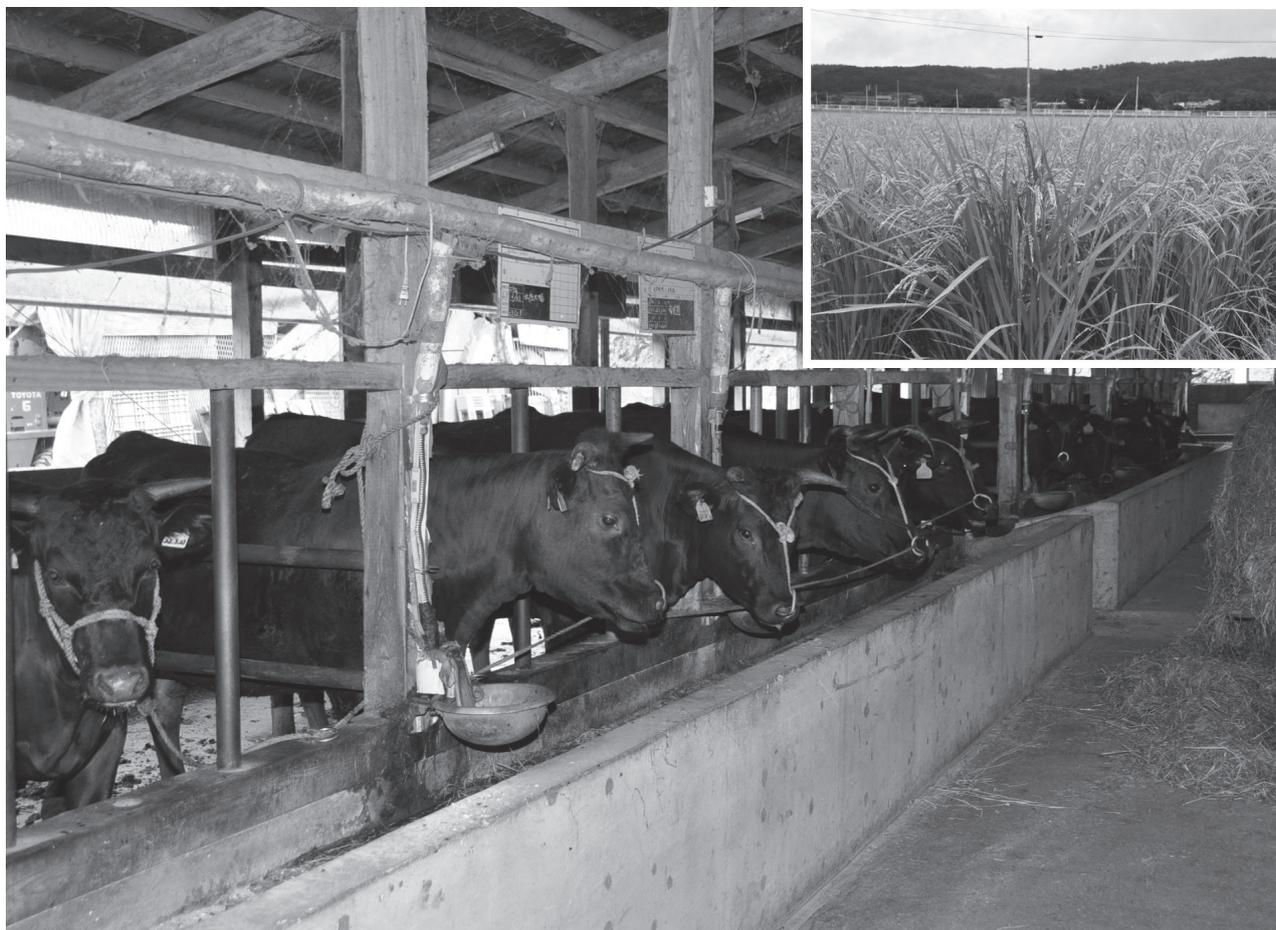
岩手県軽米町議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、東日本大震災復興対策担当大臣

また、岩手県あての意見書も同時に可決されました。岩手県知事あての要望項目だけを紹介し
ます。

《岩手県知事あてへの意見書の要望項目の紹介》

- 1 福島原発事故による被害と負担について、東京電力と国の責任で早期に全面的賠償を行
うよう国に強く求めることを要望します。
- 2 肥育牛の全頭・全戸検査を確立することを求めます。
- 3 岩手県内の詳細な土壌汚染地図の作成を行うことを求めます。
- 4 23年度の収穫時期を迎える農産物（水稻、野菜、リンゴ、ホップ、葉タバコ、雑穀など）
の安全性を確認する調査を速やかに実施することを求めます。
- 5 肥育牛の出荷停止が指示され、直接的被害は勿論、飼料の高騰、風評被害など間接的被害
によって全農家の経営は極めて厳しい状況です。それに対しての補てんや経営支援策を
講じることを求めます。
- 6 福島原発事故の深刻な事態を教訓に、原発依存から、これからの国のエネルギー政策に
ついて、自然エネルギー（風力、太陽光、地熱、バイオマスなど）への計画的転換を積極
的に働きかけ、岩手県としても自然エネルギーの先進県を目指すことを求めます。



軽米町内の牛舎と水稻